

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく貨物の積卸場所について、令和6年5月14日をもって下記のとおり変更するので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

【変更前】

2 貨物の積卸場所（船用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
セメント西沖の山棧橋N o. 1、同棧橋N o. 2 及 び同棧橋西側	宇部市大字西沖の山字西沖 13の3	UBE三菱セメント株式会 社保税蔵置場及び太陽石油 株式会社山口事業所保税蔵 置場に搬出入する貨物に限 る。
西部石油株式会社山口製油 所2号棧橋	山陽小野田市西沖5	西部石油株式会社山口製油 所保税蔵置場及び同保税工 場に搬出入する貨物に限 る。
西部石油株式会社山口製油 所8号棧橋	〃	〃
西部石油株式会社山口製油 所シーバース	山陽小野田市西沖	〃

【変更後】

2 貨物の積卸場所（船用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
セメント西沖の山棧橋N o. 1、同棧橋N o. 2 及 び同棧橋西側	宇部市大字西沖の山字西沖 13の3	UBE三菱セメント株式会 社保税蔵置場に搬出入する 貨物に限る。
西部石油株式会社山口製油 所2号棧橋	山陽小野田市西沖5	西部石油株式会社山口製油 所保税蔵置場に搬出入する 貨物に限る。
西部石油株式会社山口製油 所8号棧橋	〃	〃

西部石油株式会社山口製油 所シーバース	山陽小野田市西沖	〃
------------------------	----------	---

令和6年5月13日

下関税関支署長 林田 尚也